

はじめて第三者評価を受審される事業者の皆さまへ —作業量や費用負担が重そうと考えていませんか?—

「利用者調査とサービス項目を
中心とした評価」で実施してみましょう!

東京都福祉サービス
第三者評価
キャラクター
『ひょうカメ』



通常の評価(標準の評価)は**経営面**と**サービス面**の両方が事業評価の対象となりますが、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」は**サービス面のみが事業評価の対象**となるので、
事業所の皆さんの**作業量**や**費用負担**が**軽減**されます。

対象サービス一覧

高齢

訪問介護

福祉用具貸与

訪問入浴介護

訪問看護

地域密着型通所介護

看護小規模多機能型居宅介護

居宅介護支援

通所介護(デイサービス)

小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)

認知症対応型通所介護

障害

生活介護

自立訓練(機能訓練)

自立訓練(生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援A型

就労継続支援B型

多機能型事業所

共同生活援助(グループホーム)

宿泊型自立訓練

短期入所

子ども・家庭

認可外保育施設(ベビーホテル等)

令和元年度より、
対象サービスが
追加されました!



NEW!!

「標準の評価」と「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」の違い

利用者調査とサービス項目を中心とした評価

標準の評価

利用者調査
利用者調査項目

利用者調査
利用者調査項目

事業評価
サービス項目

事業評価
サービス項目

組織マネジメント項目

事業評価は、「サービス項目」のみを用いて実施します。
事業所のサービスの内容や質に限定して評価するため、**作業量や費用負担は軽減**されます。

事業評価は、「組織マネジメント項目」「サービス項目」のすべてを用いて実施します。
事業所の経営や組織マネジメント力とサービスの内容や質に関する**総合的な評価**を実施することができます。

受審済み
ステッカー

受審済み
ステッカー



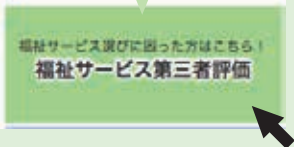
ステップアップ



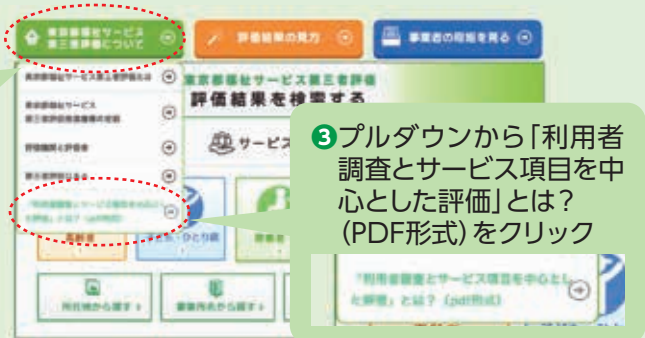
* 受審費補助が出る場合がありますので、区市町村までお問い合わせください。

詳しくはホームページをご覧ください

① 福ナビトップページから画面上部のこのアイコンをクリック



② 第三者評価のトップページから【東京都福祉サービス第三者評価について】を選択



③ プルダウンから「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」とは？(PDF形式)をクリック

東京都福祉サービス評価推進機構

公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室
〒163-0719 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル19階
Tel : 03-3344-8515 Fax : 03-3344-8595

まずは福ナビで検索!

福ナビ

とうきょう福祉ナビゲーション
<http://www.fukunavi.or.jp>

